

特別教育について



とは？

答2 対象業務として、研削といしの取替え・取替え時の試運転の業務、アーク溶接の業務など56の業務が規定されています。(労働安全衛生規則(以下「安規」という)第36条) 改めて、対象業務を確認し、特別教育未修了者が業務につくことがないよう安全管理の徹底と計画的な増員が望まれます。

問1 特別教育とは？

答1 ボイラー取扱の業務や玉掛け等の業務は、それぞれ免許、技能講習などの資格要件が定められ、この資格要件を備えない者の就業は禁止されています。(労働安全衛生法(以下「法」という)第61条1項)

これらの業務に準ずる一定の危険、有害業務に労働者をつかせるときは、あらかじめ必要な教育を事業者に義務付けているものが特別教育です。(法第59条3項)

問2 特別教育の対象業務

問3 最近、規則の改正で追加された業務があると聞きました。どのようなものでしょうか？

答3 平成27年の改正により新たに次の業務が追加されています。

①安規第36条39号「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」(地上又は堅固な床面上における補助作業の業務を除く) 平成27年7月1日より適用(一部経過措置あり) なお、足場には高さの下限が設けられ

ていないことから、脚立足場やローリングタワリーの組立て等の作業に係る業務は特別教育の対象になります。

②安規第36条40号「ロープ高所に係る業務」 高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(40度未満の斜面における作業を除く) 平成28年7月1日より適用

問4 特別教育は自社で実施することは可能でしょうか？

答4 特別教育は本来、事業者が実施すべきものであり、当然可能なことである(問7参照)。小規模事業場においては、自社での実施が困難なため、事業者の代行として労働災害防止団体等が行う講習に参加させているのが現状です。なお、自社、社外を問わず、実施

に際しては、安全衛生特別教育規定(昭和47年労働省告示第92号)で定める科目、範囲、時間について、学科教育及び実技教育により行う必要があります。

問5 特別教育の講師の資格要件はありますか？

答5 特別教育の講師について、次の通達が示されています。「特別教育の講師についての資格要件は定められていないが、教科科目について十分な知識、経験を有する者でなければならぬことは当然である」(昭48・3・19 基発第145号)

問6 特別教育実施の記録及び保存は必要ですか？

答6 特別教育を行ったときは、特別教育の受講者、科目等の記録を作成、3年間保存することになります。(安規第38条)

問7 社外受講の講習会費

は企業が負担すべきですか？

答7 特別教育等の基本的考え方について、次の通達が表示されています。「法第59条及び法第60条の安全衛生教育は、労働者とその業務に従事する場合の労働災害の防止を図るため、事業者の責任において実施されなければならないものであり、したがって、安全衛生教育については所定労働時間内に行うのを原則とすること。

また、安全衛生教育の実施に要する時間は労働時間と解されるので、当該教育が法定時間外に行われた場合には、当然割増賃金を支払わなければならないものであること。また、法第59条第3項の特別教育ないし法第60条の職長教育を企業外で行う場合の講習会費、講習旅費等についても、この法律に基づいて行うものについては、事業者が負担すべきものであること」(昭47・9・18 基発第602号)

(池戸労務・安全管理事務所所長 池戸宏光)